

本願寺史料研究所報

第 66 号

発行所

本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松 徹眞

発行日

二〇二四年一月三十一日

側とが激しく反対した。

双方の主張に関しては、本山当局側の機関誌『教海一瀾』と、高輪仏教大学教職員有志を中心に組織された真宗本派青年同志会(以下「同志会」と略称)の機関誌『教界時事』を見比べることで明らかとなる。これ以外に、高輪仏教大学教職員有志は、同志会の結成に先立って『教学私見』を、結成に際して『本派学制更改方針に対する意見書』(以下『意見書』と略称)という二つの小冊子を作成・発行している。

前者は『教界時事』創刊号(十一月二十七日発行)に全文が転載されており、『教海一瀾』も十二月二十一日発行の号外掲載の「読教学私見」で一部を引用して詳細な批判を試みている。しかし、『意見書』に関して言及した記事を両誌に見出すことはできない。このため、従来の研究では、本山の教育方針反対側の最重要資料とし

〈史料紹介〉

『本派学制更改方針に対する意見書』

中西 直樹

一 解説

高輪仏教大学廃止を含む教育制度をめぐる本願寺派内の論争は、教学参議部議事会が開催された一九〇三(明治三十六)年十月中旬頃からその年暮れまで、本山当局側と高輪仏教大学教職員有志側との間で盛んに行われた。教学参議部議事会は、宗派教学に関する最高審議機関であり、議事会の決議を強行採決し、実行に移そうとする本山当局側と、これに反対する高輪仏教大学教職員

て『教学私見』に注目が集まってきた⁽¹⁾。しかし、『教学私見』は、教学参議部議事会の直前に急きよ作成されたものであるのに対し、『意見書』は教学参議部議事会の学制更改案を包括的かつ綿密に批判している点で、より重要な資料と言うことができる。

『意見書』は、二〇一六年八月二十八日、筆者が代表をつとめる龍谷大学仏教文化研究所の研究プロジェクト「仏教婦人会の研究」の一環として、共同研究者で龍谷大学の岩田真美准教授とともに、山口県周南市の本願寺派徳応寺の倉庫を調査した際に見つけたものである。徳応寺は赤松連城の自坊であり、表紙に「榕隠蔵書」の押印があることから、連城の蔵書であったことが判明する（「榕隠」は連城の号の一つ）。現住職の赤松泰城師のご厚意により複写したものを底本に翻刻した。

赤松連城は、教学参議部議事会で議長をつとめていたことから、『意見書』は教学参議部議事ら関係者に配布されたと考えられる。ところで、『教界時事』によれば、教学参議部議事会の前後に、築地別院で臨時宗教裁判が開かれた際、東上した監正部長名和淵海が『教学私見』の作成・頒布が意外に少数であったことに驚いたとい⁽²⁾う。『意見書』の頒布も限定的であり、そのために存在が知られてこなかったとも考えられる。ちなみに『教学私見』についても、現物は未見である。

『意見書』では、教育方針一貫性の欠如、教学費削減、

寮舎制度への転換（仏教中学―仏教大学から中学寮―大学林に改組）、普通学全廃と宗学偏重、無試験講座制の導入など、教学参議部議事会の決議事項の不適切さと問題点が詳細に論じられている。おそらく、仏教高等学校から高輪仏教大学設置当初まで、学長として学校経営と教育を主導してきた酒生慧眼が中心となつて執筆されたものと考えられる。また『意見書』は、京都の仏教専門大学の関係者や宗学者にも影響を与えたようであり、彼らが一九〇四年二月六日に開催した教育大会では、寮舎制度の否定（仏教中学―仏教大学体制の存続）、普通学を一部採用する項目を含む決議がなされた⁽³⁾。さらに同月十五日開催された臨時集会でも、この教育大会の決議項目にそつた学制更改案が可決・施行された⁽⁴⁾。

このように『意見書』の主張の一部について、その正当性が宗派内に認められつつあったため、『教海一瀾』に『意見書』への批判を掲載することができなかったとも考えられる。新学制の実施後、一九〇四年三月になつて『教海一瀾』に掲載された次の一文は、この間の事情に関する本山当局者側の弁明と悔しさを滲ましているとも言えるかもしれない。

此の教学参議部会の議決は、端なくも派内反対派の紛議の種となり、遂に局外論客の筆舌を仮りてまで、反対を試み、此の更改案を以て非教学と罵り、チヨ

ン鬻的教育と嘲るに至れり、然ども猊下の旨を奉ぜ
る当路者は諸種の非難を顧みず、進んで集会を解散
し、新に選ばれた臨時集会に対し、前記参議部会の
旨趣に依り、学校条例の更改案を提出し之が可決を
得たり、条例中更改の文字は甚だ僅々たるも、其の
内容は霄壤の差を以て、学制更改の実を挙ることゝ
なりぬ、一二の更改の要点を摘挙すれば、大学に学
年を置かざる事、卒業試験を行はざる事、講座制に
改る事、従来卒業と同時に学階の資格を与へ来りし
を、学階は本山に於ける別の試験に依るに改る事等
なり⁽⁵⁾

結局、教学参議部議事会の決議事項のなかで、実現し
たのは無試験講座制くらいのものであったが、それさえ
も、一九〇九年七月発布の仏教大学規則の更改で試験制
度が復活し、一九一二年三月の更改で講座制が廃止され
学年制に戻された。⁽⁶⁾ こうした点から言えば、教学参議部
議事会の決議事項は、あくまで高輪仏教大学を廃止に追
い込むための口実に過ぎず、何ら積極的な教育的意義を
有するものではなかったと言えよう。

『意見書』は A5 冊子判で、表紙に「(換膳写) 明治
卅六年十一月一日 本派学制更改方針に対する意見書
真宗本派青年同志会」との記載があり、「目録」一頁、
「宣言」一頁、「学制更改方針に反対する理由」及び「学

制更改方針に関する諸説の批評」二十三頁で、背表紙に
「東京市飯倉五丁目 電話新橋二九七二 森江本店調製
近藤商店印行」との記載がある。

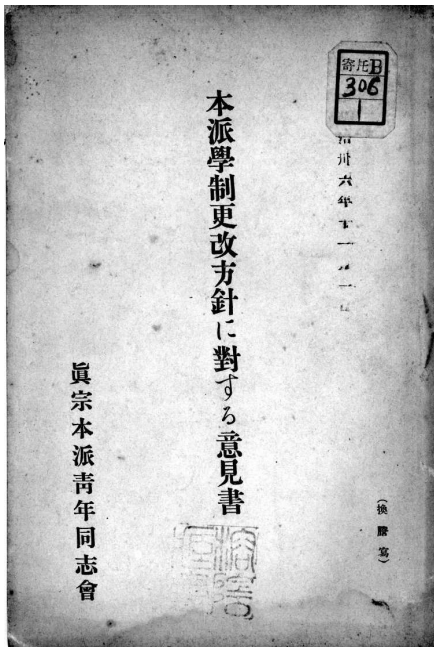
翻刻にあたって、漢字は旧字体を新字体に改め、適宜、
句読点を追加した。

なお、高輪仏教大学の関係者のうち、主要な七名の略
歴について、史料翻刻の後に掲出した。末尾に補足情報
として示すので、あわせて参照されたい。

〔註〕

(1) 毛利悠「教学の意味と役割―高輪仏教廃止反対運
動をめぐって―」(『真宗研究会紀要』六号、一九七
四年十二月)、龍溪章雄「高輪仏教大学廃止反対運動」
関係史料の再考―『教界時事』の史料価値の再確
認と反対運動の実態解明―『真宗学』一一一・一一
二合併号、二〇〇五年三月) など。

また、龍谷大学編『龍谷大学三百年史』(龍谷大学
出版部、一九三九年)、本願寺史編纂所編『本願寺史』
第三卷(浄土真宗本願寺派宗務所、一九六九年)、龍
谷大学三百年史編纂委員会編『龍谷大学三百年五
十年史』通史編上巻(龍谷大学、二〇〇〇年) など
でも、『教学私見』には言及されているが、『意見書』
には全く触れられていない。これに対して二〇一九
年刊行の本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』
第三卷(本願寺出版社)には、『意見書』の一部が引
用されている。



『意見書』表紙部分

(2) 「高輪派奮起の顛末」(『教界時事』一號、一九〇三年十一月二十七日)。

(3) 「教育大会」(『教海一瀾』一九四號、一九〇四年二月五日)、「本派教育会の決議案」(『教界時事』第八號、一九〇四年二月十三日)、「教育大会の決議項目」(『教海一瀾』一九六號、一九〇四年二月二十五日)。

(4) 「教示第十号 私立仏教大学規則」「学制更改の理由」(『本山録事』一九〇四年四月十六日發行)。

(5) 雜聞「本派學制の更改と帝國文科大学々則改正」(『教海一瀾』一七九號、一九〇四年三月五日)。

(6) 前掲『龍谷大学三百五十年史』通史編上卷。

二 翻 刻

(表紙)

「明治卅六年十一月一日

本派學制更改方針に對する意見書

眞宗本派青年同志會」

目 録

一 宣 言

一 學制更改方針に反對する理由

一 學制更改方針に關する諸説の批評

宣 言

我本山当局者は財政整理の結果として、先づ現行學制を全廢し、新たに經濟的なる更改學制を施こさんと欲し、先きに教學參議部會を招集して之を議せしむるや、種々なる風説世上に伝はり、新聞に雜誌に之を批評し、全国各地に於て賛否の論亦頗る喧しく、將さに日本仏教界の一大問題たらんとす。是時に方りて、更に參議部會の決議案を定期集會に提出し、其協賛を得たらんには、直ちに之を實施せんとするの形勢を示せり。是実に宗門教育の發達上容易ならざる事件にして、從來の學制更改とは全く其趣きを異にし、根本的に其方針を改めんとするものなれば、苟も本宗教學の前途を憂ふるものは、大に其

得失利害を考究せざる可らず。生等不肖と雖ども、身既に育英の重職を帯び、平素宗門教育の改良上進で図るを以て、各自の責務なりと信ずるものなれば、這般の問題を以て単に当局者の意見に一任するが如きは、宗門に対して甚だ不忠不実なるものと確信し、先きに当局執行并に参議議事に対して、忌憚なく生等の意見を開陳するところありしが、不幸にしてその容るゝところとならず。剩さへ監正部長の出張審問となり、其結果として一同譴責の処分を蒙るに至れり。然れども、生等が宗門教育に對する意見は、此によりて消滅に帰すものにあらず、益々自信を主張し、愈々主義の貫徹を計らんとするものなり、是に於て先きに再び書を当局執行に呈して所見を開陳し、謹んで高説を煩はしたるも、生等区々の微衷未だ以て心を安んずる能はず。仍りて更に集会々衆并に全国同志者に訴へて、生等の衷情を披歴し宗門前途の爲めに反覆考究あらんことを希望するものなり。

学制更改方針に反対する理由

教学参議部議案及其説明を一読するに、更改方針は十一ヶ条より成り、而してこの十一ヶ条の更改方針を定むる理由は、概して二ヶの原因より来れるものゝ如し。曰く、従来の卒業生を見るに、修学年を累ぬと雖も、是が爲めに道念の増長せし跡を見ず。曰く、規程の学科は是を卒ると雖も、是を實踐するに至りて運用するに適せず。甚しきは教導の重任を托するに忍びざるものさへ生するを

覚ゆと。請ふ、左に条を追ふて生等の所見を陳述せん。

近く明治十二年、真宗学庠即ち大教校新築落成以来の本派教育史を案するに、明治十二年に大教校新築成りて西六条中に一派教育の基礎を置きしより、明治十七年に普通教校を置き専門教育と普通教育と相待て、六条の地幾多干城護法の良教師を出せり。次で明治廿一年に教育制度の統一を行ひ、大学林例を發布し大教校普通教校考究局を総合して大学林と称し、林内に考究院内学院文学寮を設け、統理・副統理・録事の職を置きて大学林全体を管理せしめ、爾来三年間此制度を實施せしが、其後明治廿四年三月再び統一制度の弊を認め、専門教育と普通教育とを分立せしめ、大学林を以て単に宗余乗専門の教育所とし、文学寮を別立して普通教育制を独立せしめ、翌明治二十五年松原通に校舎を新築し、普通教育の地を西北の地に移転せしめたり。

是の分立教育制度を取ることを、殆ど十年なりしが、普通教育は京都の地に於てなすよりも、東京の地の遙かに之に適することを認め、明治三十三年遂に文学寮を東京高輪の地に移し、同時に大学林文学寮の名称を廃して仏教大学仏教高等中学仏教中学の三校組織となし、更に又昨明治三十五年を以て、再び十余年前の旧制に復し、京都に仏教専門大学東京に高輪仏教大学を置き、仏教高等中学を廃して両大学に大学予科を置き、同時に仏教中学を全国五ヶ所に指定して五中学両大学の制度を取り、大々的革新を断行すると称せり。斯の如く今日に至る迄の本

派教育史は、殆んど朝令暮改、適従する所を知らざるのみにあらず。世間有識の士をして、本派本山には教育上無定見なりとの批評を為すに至らしめたり。今仮令ひ、世間の識者は宗教々育殊に仏教の教育法を知らざるが故に、其の冷評は敢て意に關するに足らずとするも、独り彼の思想の單純なる青年学生をして、方向に迷はしむるの哀はれむべきを思はゞ、容易に学制を更改して派内の紛擾を致す可からず。よし学生の方角を誤るは尚ほ忍ぶ可しとするも、全国幾多篤信の僧侶及門徒が中学指定地たることを得んがために、中学校舎を新築せんがために、許多の淨財を喜捨し、莫大の負担を甘受し、比較的完全に近き校舎は漸く本年に入りて、若しくは昨年一昨月に至りて、新築落成を告げしに、突如として亦復た学制更改の議案に接す。其の落胆、其失望、其驚愕其の苦悩怨恨嗟嘆の情狀、誠に諒察すべきにあらずや。嗚呼、本山は前に使者を派遣して、普通教育を東京に移さざるべからざることを説きて、移転費を善男善女及び末寺僧侶に求められたり。地方中学の建設委員は興学の急務を説きて、地方僧侶及び檀信徒より喜捨淨財を勧誘したり。彼等勧誘に応じたる僧侶及檀信徒の間には、衣食を節し若しくは財物を売却して建築費に投じ、若しくは雪天炎日の労働を敢てし、膏血を竭尽して移転費建築費を上納せり。斯くの如くして漸く新築したるの今日、忽ちにして教育の基礎を根柢より改め、総ての校舎をして殆んど無用に歸せしめんとするは、噫真に仁人義士の視るに忍び

ざる惨事にあらずや。況んや慈悲を以て道德の根基とする、仏教徒として何すれぞ、是の悲惨事を敢てするや。例へ制度の不完全不備なる点を認識したりとするも、頭燃を払ふが如く、火急に自から現行学制の有害を唱へて、咄嗟の間に之を廃棄し去らんとするが如きは、一方に於ては自暴自棄の弊に陥り、他方に於ては世の識者の笑を招き、遂に英明なる大法主猊下の御盛徳を傷け奉るの虞なしとせず。蓋し教育上最も有害なるは、其制度の不完全なるよりも、之に突然の変更を与ふること之なり。よし若し、幾多の弊害ありとするも、そは年一年に改善し漸くにして其整備を期すべきなり。加之現行学制は、恐れ多くも前住上人の大に御心を砕かせられて決行し玉へるものなり。然るに上人の墳土未だ乾かざるの今日に於て、其最も適切なものと信じ玉ひし学制を容易に更改し、本派教育史ありて已来未曾有なる異様の変更を為すが如きことは、たとへ云何程の利益あるにもせよ、末徒の情誼として、仏祖の金戒として、前住上人の尊靈に対し奉りて誠に忍びがたき思あるにあらずや。況んや現行学制の新案に比較して、其得失利害未だ遽かに判定しがたきものなるに於てをや。以上は単に学制を屢更改するの不可なるを略陳せしのみ、若し進んで十一ヶ条に就て逐条所見を陳せば、数紙の能く尽す所にあらず。仍りて茲に更改方針の大体につき、生等の反対意見を開陳せんと欲す。

議案第二条第三条及第七条は、従来の学校組織を改めて、

寮舎制度となすの趣旨を表したものと云ふ。寮舎制度には、適當の監督者を得ざるべからず。学校組織に於ては学長あり、監事あり、教頭あり、教員ありて、而して寄宿舎監督としては別に舎監あり。学長以下職員の厳正なる監督あるが上に、日夕学生と寢食を共にする舎監の訓育あるにも拘らず、凡ての生徒を道徳的に感化することは非常の難事に属す。蓋し学生の師友とすべき人物の乏しきに依るは勿論なりと雖ども、道徳的養成の一朝夕に能くすべきに非ることは、既往斯職に在るものゝ皆な既に知る所なり。真実に学生を薰陶し、其人格を養成することは、本と制度の如何に拘はらずして、之を率る人物如何に依るのみ。今日の学校組織に於ける舎監、尚その人なきに苦む。何ぞ況んや、学長と教員と舎監とを兼ねる監督者其人を得ること、九天九地、生等は其人物を知る能はざるなり。而して他官公私の中学に通学し其余暇内典を学ぶと云ふが如きは、言ふ可くして行はるべからざるの事に属す。若し強て之を行はざる、肺病脳病等の不具者を作るか、然らずんば、今後派内有為の青年は去て髪を蓄へ衣を白にするの日本公民と成り了らんのみ。況んや同一処に本派の子弟を集め、同一処の中学に通はしめんとは、さなきだに校舎不足の世間中学に於て堪ゆる所にあらず。されば許多の中学寮を許多の地に設立せざるべからず。随て財政上殆んど維持に困難せんことは言はずして明かなり。たとひ以上に挙げたる弊害は悉く無しとするも、無宗教若くは基督教主義に傾く人の

多き中学教師に、思想未だ定らず單純なること白紙の如き寺院の子弟を托し、以て道念最も厚き道徳家宗教家を養成し得べきや。試みに思へ、世間中学に教授を受くること一日平均六時間とすれば、中学寮に於て夜間若くは早朝の時間を割きて二時間若しくは三時間の内典教育を受くるものとせんか、中学の学課はたとへ病的にもせよ、秩序的開發教授法なるにより、能く学生の身心發達に適應するを以て、日々喜んで教場に出席するも、帰り来りては複雑にして而も難解なる内典教授に接す、彼等が飾りなき心中の所感如何ぞや、その何れにか励み、何れにか懈り、何れをか好み、何れをか嫌ふ、少しく思想ある者の必ず知る所なり。如何に思想の單純なる青年とは云へ、比較審慮の欠如するものに非る限りは、二者その一を撰ぶの可なるを自覺すること明かなり。一日之を温めて十日之を寒すが如きことは、教育者の最も忌むべきこととならずや。

次に第五条第六条に於て経費の規定あり生等は、果して幾許の経費を大学林に中学寮に投ぜらるゝものなるかを未だ知らずと雖ども、現在に於ける七万円の教育費は、他の曹洞宗、浄土宗、真言宗等の学林に比して、甚だ少額なるを感ず。鎮西派浄土宗は末寺数に於て、本派の半にも達せずと雖ども、大学林あり高等学院あり共に内典と普通学とを兼修せしめ、その組織その成績諸宗大学林に冠たるの公評あり。而も優等者を選抜して海外に留学せしむるの規定ありて、現に二名の留学生は数年来独逸

大学に在りて、宗教学の研究に従事せり。曹洞宗本山亦た甚だ大ならずと雖ども、其歳入十八万円の中七万余円を教育費に供し、その大学林高等中学林及中学林は東都に於ても嶄然頭角を顕はして、比較的良好なる宗教学校の称あり。亦彼の真言宗豊山派は、其歳入予算総数一万八千五百余円にして、而も其九割即ち一万〇八百八十余円を教育費に支出すと云ふ。堂々日本仏教を代表し、而も最も財政上整備せりと称せらるゝ我が本山にして、一宗の生命たり元氣たり根本たる学事に対して、僅に七万円の支出、寧ろ之を小額なりとせざるを得ず。況んや之を減ぜんとするが如きことあらば、直に是れ一宗生命の短縮とも云ふべきなり。それ或は之を以て書生論として退けんとするものあらんか、生等別に論あり、他日之を開陳するの期あらん。

次に第七条及第三条の趣旨は、普通学を大学林及中学寮より排除せんとするに在るものゝ如し。普通学は本と宗学を運用し活動せしむべき手段なれば、之を譬ふるに、滋養分を取りて人身の発達を助くるが如し。肥料を供給して、植物の繁茂を期するが如し。内典以上に置くべからずと雖も、内典と併ひ用ひて一日も欠くべからざる學術なり。肥料なくしては植物繁茂すべからず。滋養分を吸収せずしては身体發育すべからざるが如く、普通学を修めずしては仏学の発達仏教の活用得て望むべからず。釈尊は何によりて諸の外道をして屈伏せしめ玉ひしか、世親菩薩は何によりて仏威を五天に輝かし玉ひしか、之

を近くして吾が真宗々々の泰斗たる法霖南溪月峯等の諸師が如何に漢学に通じ居りしかを見れば、普通学を修めずして、仏教の活用するの不可能たることを知るべきにあらずや。当時の漢籍若しくは和学なるものは、之を今日の語にて云へば、即ち普通学なるにあらずや。往時国民教育の殆んど皆無なりし時代に於ては、漢籍を知らざる僧侶と云へども、一寺の住職としては差支なかりしが、今日の如き普通教育の普及せる時代に在りては、之れを知らざる僧侶には弘法利生の重任を托すること能はず。よし若し之れに托するも、決して其効を見ざるものなり。更に一步進めて考ふるに、普通学を本派の教育中より排除せんとするは、或は英国の神学校に於て神学を主とし、概して普通学を授けざるの制に倣はんとするものならんか、果して然らば、彼我学制事情の相違点を弁せざるも亦甚しと云ふべし。英国は基督教を以て国教とし、総ての教育に宗教の臭味を帯びざるものなきことは、何人も能く知るところならん。而して基督教中にもコングレゲーション、ノンコンフオミスト、メソジスト等幾多の宗派ありて、其教育法も亦多少の相違なきに非ずと雖も、概ね神学校に入り来るものは、各大学の卒業生（英国神学校の訓練期即ち大学出身者に在りては大約一ヶ年其他入学試験を経て入りしものは二年乃至三年なり）、若くは稍高等の諸学科に通じ嚴重なる試験を経て入学し来るものなり。されば既に中学程度の普通学は勿論、高等なる諸科学の素養あるものなれば、最早神学校に於て普通

科を授くるの必要なものにして、我国の学制事情とは全く其趣きを異にするものなり。然るに我国（英国力）の学风に倣ふて、直に我国の宗教々育中より普通学を排除せんとするが如きは、彼我社会の事情を解せざるも亦甚しと云ふべし。若し夫れ現時の我国宗教学校中より全然普通学を除き去るが如きことあらば、徒らに形式のみ英国に倣ふて、而も其結果は明治以前の固陋なる教育法に退化するものと云ふべし。

既に大学を卒業し、或は高等普通の学科を履修せしものゝ入学する英国神学校すら、尚神学のみ偏するよりして其出身者は狭量僻見に陥るの弊ありとて、現時識者の非難するところとなれり。かの有名なる馬翁の如き亦その非難者の一人にして、神学派の独断的固陋なる宗教々育法に反対して、頻りに比較宗教学批判的宗教学を唱導せしは之が為なり。現にマンチェスターには固陋なる神学派の教育法に対抗して、新派教育法の神学校を設立するに至れり。此等の原因によりてか、或は然らざるか、近來英国の神学校には年々大学出身の入学者減少するの傾向あり。仍りて之が挽回策に関して、各神学校の責任者が目下大に苦慮しつゝあるのみならず、如何にして此等の諸教師候補者を増加するかの問題は、常に英国々教の評議員総会の議題となり居れりと云ふ。

且つ夫れ宗教家に要すべき知識は、唯一方にのみ深からんよりは寧ろ多方面的なるを必要とす。即ち種々の方面に布教伝道するの必要あるを以てなり。此点より考ふる

も、中学程度の各宗教学校に於て普通学を授くることの必要なは論ずる迄もなく、夫れ以上の大学程度に於ても、特に高等なる普通科学を兼修せしむることは最も必要にして、而も適當なる宗教々育法たることは識者の夙に唱ふるところなり。

次に大中学に通じて講座制を実行せんとするが如きことも、亦生等の同意する能はざるところなり。或は云はんか、独逸流の学制を排して英国の学风を採用するものなりと。然れども英国風必しも是ならず、彼に長所もあれば短所もあり、英国民に取りては適當なることも、我国民に在りては不適當なることあり。これ其歴史上風俗上、其他社会百般の事情に照らして、彼我の国情を異にすればなり。毫も制裁なき無期限無試験の講座制の如きは、英国と雖も決して之を行はず。況んや中学程度に於て自由聴講の名の下に、講座制を取るが如きことは非常に危険なる制度にして、動もすれば学生の怠慢放逸を増長せしむるの悪弊を生ずるに至らんとす。されば放任主義自由教育なるものは、眞の大学者眞の大人物を養成すべき理想的制度とは謂ふを得んも、我国情より考ふるときは未だ實際に行ふ能はざる理論にして、千万人中一二の理想的人物を得んと欲して、却りて多数墮落の弊源を作るに終らんとす。然れども生等は我国従來の試験制度を以て完全なるものとは思はず。固より煩雜虚儀に流るゝの弊あることは早く既に認むることなれども、我国現今の教育界は未だ試験全廃を可とする程に進歩し居らざるも

のなり。されば煩雑虚儀に流れざる範圍に於て、試験法改良を講し大学制度に至りては、随意に科目試験・論文試験等を実施するも不可なきなり。現に高輪仏教大学に於ては、昨年以來幾多試験法の改正を實行しつゝあり。其の既に述べたるが如く、無期限無試験の講座制すら、我国現時の事情に照らして危険千万なるにも拘はらず、御用記者の説明の如くんば、必しも聴講を要せずと云ふ。果して斯くの如くんば、其弊や実に恐るべきものあり。唯夫れ德育為本に拘泥して毫も講義に出席せざる者も、尚且つ入舎を許すと謂はゞ、最早や学校にあらざして下宿屋なり。又單に徳風に化せしむるは足れりと謂はゞ、寧ろ各自に有徳の師を尋ねて其門に入るを得策とす。自由教育主義にも程度あるべし。猥りに德育をのみ主張して、智育を輕侮し却りて智徳両育の大關係あることを顧みざるは、誠に教界の耻辱たるにあらずや。蓋し智徳両育は本と分離すべきものにあらず。概言せば智育の中に德育あり、德育の中に智育あり、智育を忽にして德育の高きを望むは人を愚にして、而も大事をなさしめんとするに同じ。則ち其何れに偏するも、高尚なる人格の成立を失ふものなればなり。仏教主義を以て普通科学を攻究するの必要、是に於て愈明白なり。若し其要件を放棄し、新學術の攻究を宗教々育中より除き去らば、其衰滅日を期して待つべしと云ふも、敢て過言にあらざるを信ず。終りに臨んで、説明理由につきて一言せん。前に生等は二ヶの要点を挙げたり。從來卒業者に道念の乏しきは、

生等自身も又自から顧みて慚愧に堪へざるものあり。然れども單に教育制度を改むることに依て道心家を得べしと云ふことは、生等の斷じて同意する能はざる所なり。その趣旨前に尽言したるを覚ゆれば、再び之を論ぜざるべし。第二の理由に從來の卒業生は學術を運用するに適せずと云へり。生等は反對に是の理由を以て、普通学の必要を立証せんとするものなり。普通教育の普及せる今日に於て、専門内典の智識のみを以て、争てか普通の素養ある檀信徒を教化するを得んや。今一例を取りて之を云はんに、元來内典に用ゆる述語と今日普通に用ゆる言語とは、或点に於ては恰も東洋と西洋と其言語を異にするが如くに相違せり。西洋に行くに外国語を学ぶの必要なるが如く、普通教育を受けし人に布教せんには、又た普通教育の素養なかるべからず。若し普通教育を本派教育界より除き去らば、学寮卒業の本派僧侶は何処に行て布教せんとするか。啞旅行の奇談あるが如く、言語不通の普通教育世界に向て誰人が仏教徒の説教演説に耳を傾くるものあらんや。恰も是れ英米に布教せんとして、支那朝鮮の語を学ぶと等しく、折角に数年修得せし仏教の智識も遂に運用するに適せず。従つて教導の重任を負ふ能はざるに至らんとす。これ生等不肖を省みず本派現行学制の継続を希望する所以なり。

学制更改方針に関する諸説の批評

一 本派学制更改の方針に就き、御用雜誌たる教海一瀾

記者は第一に説明して曰く、学制更改の方針は德育を盛んにして大悲伝普化の重任を托す可き教家を養成するに在りと。何れの宗教学校と雖も、德育養成を以て主とせざる者なく、本派現在の学制とても、よもや德育を第二とするものにはあらざるべし。現に其任に当るものは、大に之を奨励しつゝあるに非ずや。然れども德育なるものは、他の智育体育の如くに学課的に教授し得るものにあらず。故に特に人の目に立たずと雖も、其実一般に宗教学校に於ては之を奨励しつゝあることは何人も否認せざるべし。然るに人あり説をなして曰く、現時宗教学校の多くは世間普通の学科をも兼修せしむる為め、科目煩鎖にして德育を施すに余地なし、故に宗教学校は宜しく宗教のみを課して德育の修養に務むべし、余他の学科は世間の学校に譲りて可なりと。こは頗る僻説にして其結果は角を矯めんとして牛を殺すと、一般德育も進まず学業も進まず、世間普通の常識にも乏しき人物を出すに終らんのみ。たとへ学科は仏典の一科にしても、其管理者教員たるものか德育の模範となるべき人物たるにあらざれば、決して学生の徳性を高むること能はざるなり。德育は学課的時間的に注入すべきものにあらずして、其途に当たる責任者の人物如何に係るものなり。其人物にして心口各異言念無実のものならんには、百年之れが教養を為すも、決して徳義円満なる宗教家を産出する能はざるものなり。

然るに記者は德育を以て時間的に授けうべきものと考へ

たるものか、説をなして曰く、世間の中学に於ては一週三十時間中僅かに其一時間を割きて鸚鵡的に德育を講演するのみ、之れ智育にのみ重きを置きたるものにして、学ぶ者自ら之に偏し徳義高き人となるを得ずと。思ふに之れ中学に於ける修身科を以て德育の基礎と定めたる考にして、学校教育に毫も経験なき否学校管理者なるものは何事をなすものなるかを知らざるものゝ所論なり。世間の教育界に於ても、其真相を実際に調査し来らば、德育なるものが云何に鼓吹されつゝあるかは容易く知ることを得ん。況んや宗教学校に於ては、特に德育養成に心を注ぎ務めて道念の修養を計りつゝあるものなり。然れども茲に注意すべき一事あり。そは他にあらず、其昔僅かに百名内外の生徒を收容し不完全にして、而も注入的なる教育を施したる学林時代則ち学校教育の方針は、勿論其出身者の動静如何を一般に報ずべき通信機関若くは交通器関に乏しかりし時代とは、社会の事情大に異り、今日は派内の教育場に在る学生の員数は既に千有余名に及び、其一举一動の世の中に紹介さるゝ時代となりたれば、其人の多き其消息伝播の速やかなる、僅かに一二の悪評も忽ちにして世上に喧伝せらるゝや、直に之を以て其全体を非難し、其学校を無用視し、遂に其出身者全部を概評して、修養年を累ぬと雖も道念の増長せし跡を見ずなど云ふに至りては速断も亦甚しと云ふべし。

且つ夫れ云何なる理想を懷きて教育を施すと雖も、其学生をして校舎を出づるや、忽ちに智徳兼備の人物とし

て世に立たしむること能はず。必ずや社会の刺激と幾多実施の経験とによりて、徳器を成就し漸次に宗教家たるの資格を高め、一年に道念を増長し益々社会の信仰を厚ふするに至るものなり。試みに今日派内に於て世の尊厳最も厚く道念の最も堅固なる幾多の宿老達の履歴を見よ、嘗て学窓を出たる當時に在りては中々に乱暴にして、動もすれば僧侶不似合の言行もあり。決して晩年に於ける七里恒順師の如くなざりしと云ふ。而して其道念の最も堅固なるを認むるに至りしは宿老の名を受けたる後の事に属すと云も、敢て過言にあらざるべしと信ず。況んや宿老たらざる余他の同窓出身者に於ておや。道念の増長せざるものの豈独り近年の学校出身者のみに限らんや。されば日々教育法を更改し其方針を変更するも、出身者をして直に如来の御代官を勤むるに耻ぢざるほどの道心家たらしむること能はざるべし。たとへ更改方針の教育法が比較的進歩したるものなるにせよ、斯かる速成の宗教家を出さんことは得て望む可らず。よし偶々之ありとするも、そは少数にして人物其物の天稟のみ。斯の如き少数のものは従来の出身者中にも之を求めうべきことは、何人も否定すること能はざるべし。現に大法主猊下の咫尺に侍し特別の恩遇を受けつゝある幾多の青年僧侶と、当局の最も厚き信任を得て熱心に内外布教に従事しつゝある壮年輩とは、論者の最も擯斥する学校の出身者なることを思はゞ、一概に従来の教育制度を非難して新学制の通過を期するが如き愚をなす可らず。又従来の

学制は世間の学校に倣て、普通の学科を加味したるが爲め、徳育を施す能はざるが如く思惟し、之を死教育又は病的学制の伝染として排斥し、更に健全なる学制を作るにありと、之亦甚しき謬見なり。本派従来の学制は是非の分別もなくして、徒らに世間の学風を模倣したるものにあらず。時勢の進運上自然の必要に駆られて、普通教育を併せ施すの止むをざるに至りしものなり。今日の宿老達は必ずや記憶するならん。当時普通教育を奨励する爲め、或は諭告を発し或は東西に奔走して其必要を演説したることを知るべし。世捨人になりて宗教を弘布せんとしたる時代は、既に過去に落謝したることを。おぼけや天狗の話を真面目に聞きたる天保時代とは大に其趣を異にし、今や新智識を有する人民の多き世の中となりたれば、此等の人士を開導すべき宗教家にして普通の智識をも備へずしては、争でか其責務を果たすを得ん。況んや従前の僧侶と雖も、其多くは当時の普通学たる漢学国文の一般を修め、世出世に於て当時人民の導師たるを得しことを思ひ来らば、智育を軽視して之を派外に放棄せんとするが如きことは断じて不可なるを覚るべきなり。(教学参議部会原案第七条には、宗教研究の外智育は総て世間の学校に譲るとありしも、決議案を見るに、右の一条は削除せられたるものゝ如し。然れども原案の精神は其説明に表はれたるものとせば、決議案の云何に拘はらず、普通教育を派外に排出せんとすること明なり。)

よし又智育は凡て世間の学校にゆづるとの精神は、強ちに本派教育の縮少を欲し若くは之を輕視するてふことにはあらずとするも、而も之を世間の学校に譲るときは、本派教育の縮少を計り且つ之を輕侮したるものなりとの思想を一般人に与ふるの惡結果を来すを云何せん。蓋し本派の教育場に於て専ら仏教を授け、兼て之に枢要なる普通の學術を授くるは仏教研究の上に於て必要なるに由るものとは云へども、一は宗教々育を尊重するより生じたるものなること明なり。然るに已に有するところの仏教中学すら之を廢して、尚普通教育其ものは之を輕視せずと揚言するも、人誰れか之を信ずるものあらん。況んや仏教大学中より、宗教已外の学科は悉く之を除き去らんとするの方針なるをや。されば智育は総て世間の学校に譲ると標榜したる以上は、普通教育を重視することは尚従前に異ならず。現に教師檢定の際、嚴重に中学程度の普通学科を試験する方針なりと云ふが如きは、単に一種の詭弁たるに過ぎざるなり。

記者又曰く、今回の学制更改は世間の病的学制には一切倣はざることゝし、学年を廢し一室の学科を定めず試験を行ふことを廢し、自由に己れの好むところのものに就て學ばしむるの方針を取るものなりと。寔に氣樂な遣り方にして、一見学生の喜ぶが如き方針なるも、其實空論にして到底実行し難き法案なること、先きに既に其一班を論及せり。若し夫れ斯の如き學寮にも尚入舎するものありとせば、矢張り學資は相當に要す可ければ、寧ろ各

自に其所屬の寺院に住して朝夕仏物を嚙り、一生を有耶無耶の間に過すの勝れるものあるかと思ふ。かゝる無規律無試験氣儘勝手なる教育を施こす一種の下宿屋的の学校に、地方寺院の父兄若くは檀信徒が十里百里の道を遠しとせずして、其子弟を茫然入舎せしむるや否やは別問題とし、斯る珍奇なる仕掛にて德育を施こし人格を高め道心を堅固ならしめ、他日出身の日には直に如來の御代官を務むるに適せしめんなどの希望は一種の理想に止り、五十年百年を経過するも其結果を見ること能はざるべし。先きに所謂英國の宗教学校の如き、數百年來馴致し來れる自由教育主義なるにも拘はらず、一定の年限あり、一定の学科あり。亦之に相當なる試験あり、況んや我國民の習慣として責任の輕き事には左ほどに熱心せざる傾向あるにより、若し自由教育の名の下に放任主義を取るが如きことあらば、其間に一種言ふに忍びざる惡風を醸成し、遂には女郎屋破壊の第二の旧學林時代を現出し、世間の笑を買ふに終らんとす。かゝる教育法の実施されたるには、宗門の前途實に薄氷を踏むより危殆なるにあらずや。

二 記者は更改方針の第二の理由として述べて曰く、従来の学制は教授時間にのみ重きを置き、教員は教授時間外には学生の喜憂毫も相關せず、焉ぞ宗教家適當の人物を作出すことを得んと。之れ蓋し現在派内学校の實況を一見だもせざるものゝ推測論のみ、由來派内に於て筆を執り時事を論ずるものゝ中に、動もすれば嘗て一度も學

校の教育を參觀したることなく、寄宿舎制度は如何なる方針を執りつゝあるか、学長は如何なることを学生に訓戒しつゝあるか、教員は如何なる教養をなしつゝあるかは見もせず、聞きもせずして唯筆に任せて教育の事を論ぜんとする連中多し。加之實際に教育の事を司る当局者の中にも、尚且つ之に類するもの少からざるを思へば、宗門教育の前途も亦一層に心細き次第ならずや。

且つ夫れ更改方針の学制は学校制度を廢して、寮舎制度となすにありと。其説に曰く、寮舎制度は塾生を以て寮長自身の子弟として之を取り扱はしめ、在塾生は夜となく昼となく宗余乗の講義を聞くことを得べく、或は世間の学校に通学して普通学を修めんとするものあれば、之を許し出で、世間の学校に在る間は智育を授かり、入りて寮舎に在る間は専ら道德の教養を受く、又既に相当に普通学を修め卒りたるものは別に他学校に通学するに及ばず、専ら在塾して宗教を聴講す、最も学科として課業的模型的に授くるにあらざれば、其欲するところに就て学ぶ故、学業進歩速やかにして功を収むること大なりと。之れ蓋し万人の希望するところにして、文学に書き表はせば如何にも都合よき方法の如く見ゆれども、其実行に於て困難なるは云ふまでもなく、若し寮長教員其人を得ざる時は、理想の家庭的教育は變じて語呂つき書生の合宿所となり、一旦弊風の起りたる場合には、所謂病的世間の学校より一層有害なる死教育たらんのみ。況んや昼間は其病的死教育として排斥する世間の学校に通学せし

めんと欲するに於ておや。誠に劍呑なる教育法と云ふべきなり。今仮りに斯る寮舎に一時多くの入塾生ありとせんか、少くとも十名若くは二十名に對して一人の監督寮長なくんば、到底其の寮舎たる家庭の父兄となりて精神上の修養を施こすことを得ざるべし。既に道念の乏しきものと認定したる従来学校の出身者中には、固より斯る寮長として其撰に當るべきものなきを以て、勢ひ現在の老僧達に其監督を委任せざるを得ず。實際に於て困難なることは至りて愈々明かなり。現に在東京内に在る某宗の本山に於ては、財政上の都合により一派独立の学校を設けて完全に子弟を教養する程の余裕なしとて、一兩年以前に新制度を案出し、其檀林の生徒をして昼間は哲学館若くは早稲田専門学校に通学せしめ、夜間に於て当宗の教養を授くることゝし之を實行したりしに、弊害漸く生じ其結果甚だ宜しからず。將さに旧制に復せんとの議ありと云ふ。通学に最も便利なる位置を占めたる該檀林にして尚且つ然りとせば、本派新学制の實行に困難なること思ひ半ばに過ぎんのみ。

三 記者又た曰く、本派学制の屢々更改せらるゝは人の常に言ふところなれども焉ぞ知らん、是れ我が主動的に屢々更改するにあらずして、他動的に公開せしめらるゝに在ることを、最初宗教学校は單に内務省の監督の下にのみありしが、後ち内務文部両省の監督を受けくることゝなり、教育上其干渉に堪えず、政府学政の変更する度に動揺を免れず云々とは、法令の精神を知らざること

は別論として、之を口実として新学制の世に歓迎されんことを希望すれば、誠に大人気なきことなりと思ふ。知らずや、宗教学校は依然として内務省の監督の下に在ることを、唯在学生の便宜を計り兵役猶予の特典を受くる為め、特に此方より求めて文部省の認可をうるのみ。兵役猶予の特典を求めずば、文部省と何等直接の関係がある、既に特典を享有せんとせば、校舎設備の規則に従ふは蜜柑が食ひたきに錢の用意をなすと同じく、当然の処置なりと信ず。若し夫れ専門学校令によりて認可を請はざる可からずと云はんか、是れ唯手続のみ之によりて、文部省若くは内務省が何等の干渉をも宗教学校に与へざるなり。思ふに帝国の領土内に存立せんとする以上は、其学校の何たるに拘らず、総て官庁の認可を経ざる可らざることは已に業に記者の熟知するところならん。然るに事を政府の干渉に托して、学制の変更を粉飾せんとするが如きは、德育根本主義を唱ふる者の取るべき態度にあらずと思ふ。況や寮舎制度自由聴講を主張して両省の監督を免れんとするに於てをや。よし之に由りて両省との関係は絶たれたりとするも、私立学校として府県庁の監督を受けざるをえざるにあらずや。よし亦学校制度にあらずとするも、多人数の合宿するところなれば、下宿屋営業規則若くは他の制規に基きて、亦更らに面倒なる所轄官庁の監督を受けざるを得ざるにあらずや。されば真に政府の羈絆を脱し、設置存廃等に関する認可申請の手續をも避けんと思ふ、一切に宗教々育などを施さず

して、自然天然に任せて宗教家の出で来るまゝにするより外良策なかるべきか。

四 記者が挙ぐる処の第四の理由は模型的教育を廃止して實際的教養を為し、以て人材を得んとするに在りと云ふ。其意蓋し模型的教育は運用の法を知らざる木偶的人物を養成するものにして、実用的人物を作ること能はずと云ふに在り。然り吾人も模型以上の教育を施し、人物を養成するの必用を知るものなり。併し乍ら此主義は派内現今の事情に適合するや否や、大に考ふべき問題なり。夫の文を作るものを見ずや、文を作るもの必ず文法の規則を知り、修辭の法則を学び之に熟達して始めて横縦波瀾の文を作るべく、嚴整堂々の文を作るを得べし。されば文を作るもの文法已上の文を作らんとせば、必ず先づ文法修辭の模型を経ざる可らず。今教育法も亦爾り、本函以上の学者宗教家を養成せんには、彼等をして必ず先づ模型の門を通過せしめざる可らず。若し模型の門を経ずして、直ちに自由主義否放任主義的教育を施さんとするが如きは、即ち是現今印度人民の教育法にして文明国民の教育法に非るなり。試みに今日派内寺院の現状を見よ。彼等が教育の程度は果して模型以上の教育を施し得べき素養ありや。思想の熟せざること、彼等の如く品性の素養なきこと、彼等が如きものに対して自由主義的教育を施すが如きことは彼等をして実用的人物たらしむる所以に非ずして、却て不規律不法の遊民たらしむるものと謂ふべきか、釈尊説法の定規たる隨器説法・応病与

菓は、亦教育上に施すべき金言なることを知らずや。

今日の寺院に於ける思想の幼稚なること、動もすれば世の俗人にも劣るところの子弟に対して、却て世の俗人教育法よりも高尚なる自由主義の教育を施すは、猶小乗の根器に対して大乘无尽の法を説き、小学の生徒に微分積分の高等数学を授けると一般秩序を顛倒したる教育法にして、決して実効を奏するものに非ず。吾人は断じて其不可なることを主張せんと欲するものなり。

記者は猶此理由の下に法式の必用を説けり。然り法式固より必用なり、然れども法式の如きは、長くも二三ヶ月の練習を積まば何人も一往之を修得すべきもの、何ぞ事々しく論ずるの価値あらんや。

之を要するに生等は、此模型以上の教育主義を派内の子弟に施さんとせば、猶幾十年の後を期せざる可らず。今日に於ては其時機に非ざるを言はんと欲するなり。

五 記者が第五の理由として論ずる処によれば、今度の更改案は教育の大方針を改め、以て百年の基礎を作るに在りて、僅々たる財政に拘るに非ずと云へり。今度の更改案が果して此の如き動機より出たりとせんか、仮令実効の方法に於て欠点のあるにもせよ、其主意に於て生等は大々の賛成を表せん。然れども生等は此更改案の出でたる前後の事情と、之に関する種々の材料とによりて考るに、生等は其決して然らざるを反対せんと欲す。何を以て之を云ふなれば、一には両三ヶ月已前に当局者の或る者より聞き得たる方案と此案とは、其内容に於ても其

方法に於ても大に異なるものあり、されば此方案は但一朝夕の成案にして、決して百年の大計など云ふ如き熟考の上に成りし方案に非るを知り、二には左程重大なる議案ならば、教学参議部開会已前少なくとも一週日位の余裕を与へて、議員の熟慮を促すべき筈なるに、事爰に出でずして議事開会の前夜始めて議員の手に入り、第一日の会議には各議員は議案の意外なるに驚き、質問さへ提出し得ざりしと云に非ずや。斯の如き前後事情を知ては、何を以て百年の大計と云ふ如き大事を取りたる議案なりと云ふことを得んや。

記者は是れ僅々たる財政に拘はるに非ずと云へども、生等此議案は全く財政の上より来りしものなることを知る。蓋し此案は其主意を厳密に貫徹せんには多額の要用を要すれども、苟息に施行したらんには比較的輕費を減少し得べきものなり。されば表面には財政に拘はらずと云ふと雖も、其実論者は如此曖昧なるものを提出し、自由教育主義実行の名の下に大に經費を節約せんとするものなり。何を以てか之を知る、今若し此主義に従ひ寮舍制度を全国施行するものとせんか、日本全国至る所の中学校専門学校等の所在地に中学寮を置かざる可からず。今仮りに是等官公立中学校の総数二百ありとし、其所在地に悉く中学寮を要すとせんか、一中学寮の年度經費五千円とするも總計一百万円の巨額に上るにあらずや。然に今度本山が集會に提出せんとする予算は、新聞の伝ふるところに拠れば、総額三十一万円にして其中教育費三

万円余なり。就中中学寮の費用は一万五千円なりと云ふ。是れ全国に僅に三個の中学寮を置くに止めんとするものなり。二百の官立学校に入学希望を有するものに對し、僅に三個の中学寮を設置して其需用に供給し得べしとするか、三才の童兒も猶其不可なるを知る可し。且つ夫れ三十一万円の総予算を支出する本山が、教育費として僅に三万円を支出することは、割合上非常なる少額なりと謂はざる可らず（其中学に於る二万円は末寺に負担せしむる者と云ふ）。三万円を総額に比すれば、僅に十分一弱なり。彼の曹洞宗、浄土宗の如き教学資金の積立金なきものに在てすら、猶予算額二分一を投じて教育費に充つるの際に當り、本派本山が百四十万円の教学資金を有し乍ら、総予算額の十分一弱を支出するに止めんとす。論者は何の面目ありて、他宗派に對し社会に對し信徒に對せんとするか。若し夫れ満足に実施せんとせば、百万円内外を要する更改案に對し、僅に三万円を以て其責を塞がんとす。論者の姑息手段たることは瞭然として掌を指すが如し。されば此更改案は記者の云はるゝが如き、百世の基礎を置く杯と云ふ深慮ある考案に出でたるに非ずして、一時の苟息主義に出でたることを知るべきなり。記者が僅々たる財政に拘はるに非ずと云へる幫間的弁護は、却て当路者の真意を誤解せるに非るかを疑ふものなり。

六 記者が第六の理由として挙る處は、学階教師に関する規定と及現在学生の処分に関する件なり。

先づ学階及教師に關しては嚴重なる試験を施し、之に由て合格不合格を決すと云へり。然れども今度の更改方針は自由主義を基礎とするものなれば、学階教師に於ても主義を執り、無試験にて之を許すべきものに非ずや。且つ夫れ林寮内に於ては家庭的教育の方針を取るが故に、生徒は子の如く寮長は親の如く互に其品性を知り、互に其勞力を知るべし。故に寮長は其人材を拔擢し、学階又は教師を授くるの手續をすべし。自由主義の教育方案に對し、何を苦みて嚴重なる試験を用ゐんとするか。

次に現在の学生を処分すると云ふ説明中にて、林寮内の生徒は自己所望の学課を適宜に他学校に通学して研究せしむといふが如きは、到底実行す可らざる空論なりと信ず。試みに思へ、他の諸学校には各自の特殊の入学試験あり、志願者は先づ此関門を通過せざる可らず。それ／＼各学校特殊の課程あり、皆之を修せざる可らず。林寮の生徒が随意に自ら希望せる学課のみに就て研究せんとするが如きことは、決して之を許さざるなり。若し又各学校所定の全学課を履修せんとせば、日夜勉強するも尚以て充分なりとせず、何の暇ありて宗余乗を研究するの余地あらんや。且つや東京の如き広袤四里に亘る大都会に在ては、高輪に在りて早稲田に通学せば、朝は星を戴きて出寮し、夜亦星を戴きて飯寮せざる可らず。其間復習下読の余暇だに之れあらず。亦何の余地ありてか仏典の研究に従事するを得んや（是れ記者が高輪学校を林寮と直すとしての仮定に就て論したり）。

其他不可能の事情一々挙げ来らば是れ日も足らず。要するに記者の所論の如きは極論なり、空想論にして到底実行す可らざるものなり。

三 補 足——高輪仏教大学関係者略歴

高輪仏教大学関係者のうち、主要人物の略歴について、以下、補足しておく。

ここで取りあげる七名は、高輪仏教大学廃止に反対し、学校の自治・存続を訴えた人びとである。彼らの交流・人脈は、普通教校・文学寮の在学・在職時に遡る。

なお、酒生慧眼が高輪仏教大学の初代学長、前田慧雲が同第二代学長に就任している。

酒生慧眼（一八六五～一九一〇）



に卒業した。

卒業後、文学寮教授・仏教高等中学学長を経て、一九

福井市本願寺派浄福寺に生まれる。一八八五（明治十八）年普通教校入学、一八九〇年文学寮卒業、第二高等中学校（仙台）を経て、帝国大学（東京大学）進学、一八九八年

〇二年に高輪仏教大学学長に就任したが、眼病ため翌年辞任。一九〇四年から私立大阪商業学校（現大商学園高等学校）校長に就任、同校の発展に貢献し、同校中興の祖と称せられた。

前田慧雲（一八五七～一九三〇）



三重県桑名市本願寺派西福寺に生まれる。大賀旭川に漢文、本願寺派西山教校で普通学、三井寺で天台学、信昌閣で松島善譲に真宗学を学んだ。

一八八八（明治二十一）

年に上京し、大内青巒らと尊王奉仏大同団を組織、一八九一年に京都に移り、新法主（大谷光瑞）学問所主事を経て、一八九六年大学林・文学寮教授、一八九八年大学林副総理に就任した。

一九〇〇年に京都を去り、東京で仏教高等中学教授・高輪仏教大学学長・東洋大学学長を歴任、一九二二（大正十一）年には、旧帝国大学令による龍谷大学設置に際して学長に就任した。

佐竹観海（一八六四～一九二六）

福井県今立郡織田氏の二男として出生。本願寺派僧侶



梅原 融（一八六五～一九〇七）

福井県坂井郡春江町本願寺派順教寺に生まれる。一八八五（明治十八）年普通教校入学、一八八八年慶應義塾に進学、一八九四年同大文学部卒業。一八九五年に文学寮教授となり、一八九八年に文学寮を辞して上京、日華学堂で清国留学生の教育に従事した。一九〇〇年日本橋簡易

となり、真宗学座に学び一八八六（明治十九）年に卒業。比叡山で唯識を学んだ後に上京し、第一高等中学校を経て帝国大学（東京大学）に進学、一八九七年に卒業して文学寮教授に就任した。この間、築地正覚寺住職の佐竹智応に見込まれ、その養子となった。智応は『婦人雑誌』の編集責任者でもあった。



商業夜学校、一九〇二年中央商業学校の設立に際し主幹に就任、仏教高等中学・高輪仏教大学でも教鞭をとった。

高橋順次郎（一八六六～一九四五）
広島県三原市の農家の長男に生まれる。一八八五（明治十八）年普通教校入学、在学中に反省会の設立を推進した。一八九〇年文学寮卒業後に英国留学。一八九七年に帰国後、帝国大学（東京大学）講師に就任。一八九九年に教授となり、東京外国語学校（現東京外国語大学）学長を兼務した。一九〇〇年日本橋簡易商業夜学校、一九〇二年中央商業学校の設立に際し、校主として中心的役割を果たした。高輪仏教大学でも教鞭をとった。その後、東洋大学学長などを歴任し、武蔵野女子学院（現武蔵野大学）の創立にも尽した。



桜井義肇（一八六八～一九二六）

大阪府豊中市本願寺派報恩寺に生まれる。一八八五（明治十八）年普通教校入学、一八九二年文学寮本科、一八九三年同高等科を卒業、一八九四年文学寮助教教授に就任した。一八九八年文学寮を辞して東京に移り、『反省雑



誌』『中央公論』の編集に従事、仏教高等学校・高輪仏教大学の教員も勤めた。後に『新公論』を創刊。海外交流にも尽力、日印協会の創設などに関わった。

實閣善教（一八六八～一九三九）

福井市本願寺派瑞応寺に生まれる。一八八五（明治十八）年普通教校入学、一八九〇年文学寮卒業、第二高等中学校（仙台）を経て、帝国大学（東京大学）進学、一



八九九年に卒業した。一九〇〇年から日本橋簡易商業夜学校・仏教高等学校、一九〇二年から中央商業学校・高輪仏教大学で教鞭をとり、梅原の死後に第二代中央商業学校

主幹に就任、同校の発展に尽力した。

（なかにし なおき）

龍谷大学文学部教授
本願寺史料研究所委託研究員

《編集後記》

本号は、中西直樹氏に高輪仏教大学の廃止をめぐる史料をご紹介いただきました。あわせて、高輪仏教大学関係者のうち、主要人物の略歴について補足していただきました。

明治以降、本願寺派の関係学校は、数年ごとに改編を繰り返していきました。新たな時代に即した教育の展開を目指して模索の時期が続くなか、東京に高等教育機関を設けることとなり、一九〇二年に高輪仏教大学が設置されました。ただし、わずか二年ほどで同校は廃止となります。

ご紹介いただいた史料は、高輪仏教大学の関係者が同校廃止に対する反対意見を示したもので、宗門の高等教育のありかたに関する詳細な分析と提言が込められた内容になっています。

高輪仏教大学は宗門系大学の歴史において重要な位置にあります。同校の歴史はほとんど研究されてきませんでした。同校が短命であったのに加え、同校の廃止による関係史料の散逸や、廃止に至る経緯の複雑さなどが、その要因でしょう。

ご紹介いただいた史料が同校の歴史、さらに本願寺派の近代史に関する研究を活性化させることを大いに期待したいと思います。皆様にはどうぞご味読くださいますよう、お願い申し上げます。